

1988. 7. 26

No. 2862

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六）（公衆）〇四七二（二二）七二〇七

ここが「明るい風通しの良い職場」なのか

（多）夏季手当カット交渉

〔日刊二八五九号（七月二十一日号）より続く〕
一時金カットについて開催された七月十三日の千葉支社との団体交渉の概要は次のとおりである。

組合 一時金のカットについて、現場ではその理由すら説明しないのは、どういうことか？

当局 夏季手当については、箇所長（現場長）には権限のない事柄であるから、箇所長が回答するということではない。

組合 一時金カットの判断、決定権は、たとえ支社長にあるとしても、個々の組合員に対して、その理由を現場長が説明できない理由にはならないではないか。

当局 夏季手当については、箇所長（現場長）には権限のない事柄であるから、箇所長が回答するということではない。

組合 そもそも、本社や支社で決定した事柄や業務内容、その主旨等を、現場の労働者につたえ、運営するのが現場長の仕事ではないか。

当局 （全く同じ回答の繰り返し）

組合 「人事の一環」との主張だが、これは労働者にとっては、賃金・生活給の切り下げ問題だ。何ひとつ理由すら言わずに勝手に労働条件を切り下げるなど違法行為である。

当局 勤務状況を客観的に把握し、厳格公正に行ったものである。箇所長には権限がないので回答することはできない。

8/1 脱退強要事件

北村選手がいます。

結集、よろしく。

8月2日、千葉駅前

15時 集合

解用するまで何様ごもせまるぞ

組合 支社で判断すると言っても、個々人の勤務成績を把握できるのは現場長以外ではないではないか。

当局 だから、箇所長には、良いことも悪いことも事実のみ全て報告するよう指示してある。しかし、判断・決定は、支社長にある。

組合 これでは現場長は、たんなる密告者ではないか。「明るく風通しのいい職場を」など、常日ごろ当局が宣伝していることと、実際にやっていることは全く逆ではないか。

当局 そうとは思っていない。夏季手当については箇所長に権限がないから回答できないというところである。

組合 それなら、カットされた者は、直接支社長の所へ行けばいいのにか。

当局 集団的な労使関係のルールのなかでしかるべく取り扱っていくことになる。

組合 言っていることが全く意味不明だ。具体的にはどういうことか。

当局 だから集団的な労使関係のなかで、しかるべく取り扱っていくということである。

以上の団交の経過に鮮明なとおり、当局の「回答」は、全て同義反復で、質問には一切答えようとしていないものである。

革マル松崎と手を結託し東日本一部幹部は、まさに悪魔と手を結んだがゆえに、疑心暗鬼になり、現場長までも信用することができないのである。組合潰しのために、あまりにもデタラメな違法行為を繰り返しているがゆえに、現場長の耳に現場労働者のあまりにも正当な主張が入ることを極度に恐れているのである。

われわれは、団交の最後に、一時金カットについての個々人の疑義については団交で回答することを当局に確認させ、七月十三日の団交を終了。二十一日には、個々人の具体的な内容を明らかにさせるべく、再度の申し入れを行った。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！